平成２５年（フ）第２１５号
奈良市古市町1384番地の26
破産者　畔地　　浩
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
岡山県倉敷市松島1126番地１　カレント中庄307号
破産者　中田真喜男
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
山口県岩国市川口町２丁目４番１―108号
破産者　山本　信一
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１号
熊本県水俣市築地10番33号　コーポ久美201号
破産者　草野　恒一（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３０４号
千葉県市原市君塚１丁目９番地４　ネオハイツクレインＡ103
破産者　長野　　実
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
千葉市若葉区大宮台７丁目14番１号
破産者　野原　礼子
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
千葉市美浜区幸町２丁目10番13棟102号
破産者　宮内　信利
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８２号
千葉県市川市稲越町202番地２　フォレスト・コートＡ―５号、住民票上の住所千葉市稲毛区小仲台５丁目５番１号　パークシティ稲毛の杜311号
破産者　秋元　宏之
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
千葉県香取市北３丁目３番地６　シャトミーＢ102
破産者　伊藤進之介
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第２０９号
福井県勝山市平泉寺町平泉寺第83号４番地の２
破産者　株式会社マエコン
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
静岡市駿河区馬淵１丁目13番32号
破産者　トモノ産業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１２号
大阪府貝塚市地蔵堂87―１ハイツ山本Ｂ棟201　東原方、住民票上の住所大阪府岸和田市小松里町2076番地
破産者　田中　茂光
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２号
岡山市北区関西町11番３号
破産者　小林　幸弘
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９２号
岡山市北区広瀬町３番22号
破産者　柳田　記明
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２号
佐賀県唐津市鏡1073番地10
破産者　サンエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市真砂町33番16号江草ビル２階
破産者　株式会社サンショウ
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９５号
最後の住所京都市右京区山ノ内宮前町24番地７
破産者　亡永田正秋相続財産
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６４号
栃木県足利市福富町995番地１　吉田アパート６号棟、開始決定時の住所栃木県足利市野田町1423番地２
破産者　室田　俊治
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部